

弘前市規則第 5 号

弘前市宿泊税条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、弘前市宿泊税条例（令和 7 年弘前市条例第 1 8 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）及び弘前市税条例（平成 1 8 年弘前市条例第 6 6 号）で使用する用語の例による。

(宿泊料金)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項第 5 号に規定する宿泊の対価として支払うべき料金であって規則で定めるものは、宿泊者が宿泊に関して宿泊施設に支払うべき料金（当該宿泊に対して宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払われる補助金、助成金その他これらに類するものを含む。）であって次に掲げる額を除いたものとする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する役務の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税その他の税に相当する額
- (3) その他市長が宿泊の対価としての性質を有しないと認められるものに相当する額

(特別徴収義務者の指定の通知)

第 4 条 市長は、条例第 7 条第 2 項の規定による指定をしたときは、特別徴収義務者に対し、宿泊税特別徴収義務者指定通知書（様式第 1 号）により通知するものとする。

(特別徴収義務者の申告等)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項に規定する申告書は、宿泊税特別徴収義務者申告書（様式第 2 号）とする。

- 2 条例第 8 条第 2 項の規定による届出は、宿泊税特別徴収義務者異動届出書（様式第 3 号）により行うものとする。
- 3 条例第 8 条第 3 項から第 5 項までの規定による届出は、宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書（様式第 4 号）により行うものとする。

(納税管理人の申告等)

第 6 条 条例第 9 条第 1 項の規定による納税管理人の申告又は承認の申請は、宿泊税納税管理人申告・承認申請書（様式第 5 号）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納税管理人承認・不承認通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

3 条例第9条第2項の規定による認定の申請は、宿泊税納税管理人選任免除認定申請書（様式第7号）により、異動の届出は、宿泊税特別徴収義務者異動届出書により行うものとする。

4 市長は、前項の規定による認定の申請があったときは、その認定又は不認定を決定し、宿泊税納税管理人選任免除認定・不認定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（申告納入の方法）

第7条 条例第12条第1項の規定による申告納入は、宿泊税納入申告書（様式第9号）及び宿泊税納入書（様式第10号）により行うものとする。

2 前項の規定による申告納入は、宿泊施設ごとに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（申告期限の特例の要件等）

第8条 条例第12条第2項の規定による承認の申請は、宿泊税納入期限等特例承認申請書（様式第11号。以下この条において「申請書」という。）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納入期限等特例承認・不承認通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

3 条例第12条第2項の納入すべき宿泊税額は、第1項の申請書を提出した日（以下この条において「申請日」という。）の属する月の前12か月間（以下この条において「対象期間」という。）における宿泊税の納入すべき金額の宿泊施設ごとの合計額とし、条例第12条第2項の規則で定める金額は、1,200,000円とする。

4 条例第12条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 申請日において、特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過していること。

(2) 条例第12条第3項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。

(3) 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

(4) 対象期間において、特別徴収義務者が市税を滞納していないこと。

(5) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の確保に支障がないと認められること。

5 市長は、条例第12条第3項の規定により承認の取消しをしたときは、宿泊税納入期限等特例承認取消通知書（様式第13号）により当該取消しに係る特別徴収義

務者に通知するものとする。

（更正及び決定の通知等）

第9条 法第733条の16第4項の規定による通知は、宿泊税更正（決定）通知書（様式第14号）により行うものとする。

（更正の請求）

第10条 法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書は、宿泊税更正請求書（様式第15号）とする。

（納入義務の免除の申請等）

第11条 条例第14条第1項の規定による納入義務の免除の申請は、宿泊税納入義務免除申請書（様式第16号）に、その理由を証明する書類を添えて行うものとする。

2 条例第14条第4項の規定による通知は、宿泊税納入義務免除承認・不承認通知書（様式第17号）により行うものとする。

（帳簿及び書類の電磁的記録による保存等）

第12条 条例第16条第1項、第2項及び第3項前段並びに第17条各項に規定する規則で定めるところに従って行う関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの作成、備付け及び保存は、次項から第4項までに定めるほか、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第25条及び第26条の規定の例による。

2 条例第16条第3項の規則で定めるものは、宿泊税の関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類とする。

3 条例第16条第3項の規則で定める装置は、スキャナとする。

4 条例第17条第3項の規則で定める場合は、法施行規則第26条第3項に規定する場合に相当する場合とする。

（賦課徴収）

第13条 この規則に定めるもののほか、宿泊税の賦課徴収については、弘前市税条例施行規則（平成18年弘前市規則第48号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第4条から第6条までの規定は、公布の日から施行する。

（納入期限の特例の要件等に関する経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から1年を経過する日（以下「経過措置終了日」という。）までの間における第8条第3項及び第4項第1号の規定の適用については、同条第3項中「12か月」とあるのは「3か月」と、「1,200,000円」とあるのは「300,000円」と、「提出した日」とあるの

は「提出した日（施行日から3か月を経過した日から経過措置終了日までの日に限る。）」と、同条第4項第1号中「特別徴収義務者となった日の属する月の末日」とあるのは「宿泊施設の営業を開始した日」とする。